

## お子さんの養育について

### 取り決めにされましたか？

お子さんが親の離婚で不利益を受けないようにするために、親権をはじめ、お子さんの日常生活や進学等のための養育費の支払いをどのようにするか、また、お子さんの心理的な負担を軽減するために、離れて暮らす親との交流の機会をどのように設けるかなど、離婚届を提出する前に、お父さんお母さんで取り決めをしていただくことが必要です。

平成 24 年 4 月 1 日より民法の一部が改正され、協議離婚の際には子の監護者（親権者）のほかに「養育費」や「面会交流」についても取り決めることとされ、取り決める際には「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と明記されました。

子どもにとって、親権はどちらの親が持つのが望ましいのか？

離婚したあとに子どもが寂しい思いをしないように、定期的に会って交流したい。

ひとり親になっても、子どもは希望どおりに進学させたい。そのためには養育費を継続的に支払ってほしい。

ひとり親になっても、子どもに今の習い事を続けさせてあげたい。

#### <養育費>

子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費、医療費などです。親の養育費支払い義務は、親に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務（生活保持義務）であるとされています。

#### <面会交流>

子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的又は継続的に会って話をしたり一緒に遊んだりして交流することです。たとえ両親が離婚しても子どもは父母のどちらからも愛されていると実感できることによって深い安心感と自尊心を育むことができます。

区では、離婚や親権、養育費・面会交流などについて、  
ご相談に応じています。どうぞお越しください。

### ★家庭相談★

＜離婚の問題や養育費、面会交流等についての相談＞

離婚問題に精通した家庭裁判所の元調停委員が対応いたします。双方と一緒にいらしても結構です。

相談日 火・水 13:20～14:20、15:00～16:00  
※事前予約が必要です。

場 所 区役所2階(17)番窓口 子育て支援課ひとり親女性福祉係

電 話 03(3802)3111内線3814・3815

### ★区民相談所・法律相談★

＜離婚に伴う親権や慰謝料、財産分与等の法的解決に向けた相談＞

経験豊かな弁護士が対応します。

相談日 火・金 13:00～16:00  
※事前予約が必要です。

場 所 区役所3階(14)番窓口 荒川区区民相談所

電 話 03(3802)3111内線2145・2146

### ★ひとり親相談★

ひとり親家庭の経済・生活上の問題等について、母子・父子自立支援員がいつでもご相談に応じます。

相談日 月～金 8:30～17:15

場 所 区役所2階(17)番窓口 子育て支援課ひとり親女性福祉係

電 話 03(3802)3111内線3814・3815

【夫婦間での離婚条件の話し合いが難しい場合は】

- ・弁護士に依頼  
(収入・資産が一定基準以下の方は法テラスによる無料法律相談の対象となります)
- ・家庭裁判所に調停申し立て
- ・ADR(裁判外紛争解決手続)による話し合い  
→詳細は法務省 HP <http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/>